

## ブルーレ高島実行委員会規約

第1条（目的） “高島を食・笑・スポーツの町に”をスローガンに掲げ、楽しく安全で健康な町づくりを目指すことを目的とする。

第2条（名称） この委員会をブルーレ高島実行委員会とする。

第3条（所在地） 事務局を滋賀県高島市マキノ町白谷5-15に置く。

第4条（会員） 会員は、発起人3名と評議員4名と実行委員を会員とする。

第5条（役員） 次の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名
評議員代表	1名
会計	1名

第6条（役員の任期） 役員の任期は3年とする。

第7条（運営） 各委員より議題事項が提出されれば、その都度開催する。

第8条（会費） 実行委員会運営に充てる会費については、その都度と各自で負担し、財源がある場合は、必要に応じて委員会が負担する。

第9条（規約改正） この規約は委員会の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 ① 設立年月日

平成 24 年 5 月 9 日

② 委員会役員

代表	河本雅彦
副代表	藤野貴久・鳥居武
評議員代表	石田祐介
評議員	河本雅彦・藤野貴久・鳥居武
会計	河本菜穂子

③ この規約は平成 24 年 5 月 9 日より施行する。